

静岡県におけるぶり、あじ類、さば類等に関する定置漁業の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月12日

協定認定日 令和6年3月21日

(目的)

第1条 本協定は、ぶり、あじ類、さば類等の水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ぶり 資源管理基本方針別紙第2-51に定めるぶりをいう。
- 二 まあじ 資源管理基本方針別紙2-5に定めるまあじをいう。
- 三 まさば及びごまさば太平洋系群 資源管理基本方針別紙2-15に定めるまさば及びごまさば太平洋系群をいう。
- 四 まいわし太平洋系群 資源管理基本方針別紙2-6に定めるまいわし太平洋系群をいう。
- 五 かたくちいわし太平洋系群 資源管理基本方針別紙2-48に定めるかたくちいわし太平洋系群をいう。
- 六 うるめいわし太平洋系群 静岡県資源管理方針別紙3-10に定めるうるめいわし太平洋系群をいう。
- 七 するめいか 資源管理基本方針別紙2-12に定めるするめいかをいう。
- 八 小型定置漁業 静岡県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる漁業をいう。

(本協定の対象となる地区、水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる地区、水域、漁業の種類は、次表に掲げるとおりとする。

	地区	水域	漁業の種類
(1)	南駿河湾 (相良)	静岡県牧之原市地先海面	小型定置漁業
(2)	南駿河湾 (地頭方)		
(3)	伊豆(仁科)	静岡県賀茂郡西伊豆町地先海面	

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、定置漁業で漁獲される水産資源とし、具体的には前条第一号から第七号に掲げる水産資源とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、第2条第一号から第七号に掲げる水産資源のうち、資源管理基本方針（以下、「基本方針」という。）別紙第3で目標が定められているものについては当該目標と同様とし、基本方針に記載のないものについては静岡県資源管理方針別紙3に定める資源管理の方向性とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための地区ごとの具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	定期休漁（8～10月に連続して10日間）
(2)	種苗放流事業への拠出金負担（魚種 ヒラメ、マダイ）
(3)	定期休漁（10日間） 種苗放流事業への拠出金負担

(取組の履行確認に関する事項)

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、静岡県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

	資源管理措置の項目	履行確認における証拠書類等
(1)	定期休漁（8～10月に連続して10日間）	漁協出荷状況データ等
(2)	種苗放流への拠出金負担	領収書
(3)	定期休漁（10日間） 種苗放流への拠出金負担	網揚げの写真等 領収書

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 全ての参加者は、静岡県漁業調整規則第21条及び静岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を静岡県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や第8条に定める取組の効果の検証に係る情報を積極的に静岡県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、基本方針及び静岡県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 資源管理の目標の達成のための具体的な取組、履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容（以下「本協定等」という。）について、協定参加者が違反した可能性が認められる場合は、協定管理委員会が調査及び協議するものとする。

2 前項の調査及び協議の結果、協定参加者が本協定等に違反し、かつ、その違反が程度の重度なものであったことが判明した場合には、当該参加者は、本協定の遵守が要件となる国及び静岡県からの補助を受けることができないものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 協定管理委員会の事務局は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会の事務局が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会の事務局が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定施行の日から5年間（令和6年3月21日から令和11年3月20日まで）とする。

(議決権及び決議)

第12条 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止等

の本協定の決議は、協定管理委員会の決議によるものとし、協定管理委員会委員の過半数の同意をもって行うものとする。

(協定管理委員会の設置)

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。

2 協定管理委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 全協定参加者
- 二 協定参加者が所属する漁業協同組合の職員
- 三 静岡県漁業協同組合連合会の職員
- 四 静岡県経済産業部水産・海洋局の職員
- 五 その他必要と認められる者

3 協定管理委員会の事務局は南駿河湾漁業協同組合に置く。

(協定管理委員会の機能及び経費の負担)

第14条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
- 二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
- 三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 協定管理委員会は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は、令和6年3月21日から施行する。

(本協定の参加者)

別途、参加者名簿のとおり